**平成２５年（フ）第３８５号**
茨城県水戸市大塚町996番地の９
債務者　嶋根伊津子（旧姓村山）
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第３９８号**
茨城県笠間市市野谷1481番地６　サンコーポ７号室
債務者　小松　　賢
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第３７３号**
石川県野々市市住吉町９番44号、従前の住所金沢市横川１丁目60番地１
債務者　ＴＡＫＡＭＵＲＡ工業こと　髙村　友夫
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第３７４号**
石川県野々市市住吉町９番44号、従前の住所金沢市横川１丁目60番地１
債務者　髙村喜美子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第１４８号**
滋賀県彦根市平田町410番地７　５号
債務者　中河　祐子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第１５９６号**
京都市右京区嵯峨梅ノ木町６番地29　土本方
債務者　杉本　克巳
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５９７号**
京都市右京区嵯峨梅ノ木町６番地29
債務者　土本佳代子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０４１号**
京都市西京区下津林前泓町40番地３　ル・プルミエール桂403号
債務者　幸渕　健治
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０８９号**
京都市山科区椥辻草海道町38番地55
債務者　岸上　起八
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１６７号**
京都市西京区牛ケ瀬西柿町17番地２　ハイツ西柿Ｂ棟102号室
債務者　中井　高弘
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３８５号**
兵庫県姫路市飾磨区中島1139番地61
債務者　原田　隆司
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４９０号**
兵庫県姫路市飾磨区中野田３丁目12番地ビューパレー車谷201号
債務者　橋口　真湖（旧姓川田）
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第８２７号**
山口県岩国市門前町３丁目17番14号、申立時の住所広島市南区旭３丁目13番17―303号
債務者　宮里佐都美（旧姓村本）
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８５５号**
広島市安佐南区長束３丁目42番14―301号
債務者　平岡　　勉
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９３７号**
広島市東区矢賀６丁目１番26―10号
債務者　新井　　均
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９６３号**
広島市佐伯区三筋１丁目４番20―304号
債務者　神野　勇彦
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９７４号**
広島市南区段原南１丁目12番13―103号
債務者　工藤　千鶴（旧姓竹本）
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１５０１号**
福岡市早良区室住団地30番401号
債務者　道地　貞子
１　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部